平成２４年（フ）第４７号
滋賀県長浜市南田附町222番地
債務者　甲斐　初代
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑クルビ谷３番地53
債務者　三木　國光
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
京都府舞鶴市字浜754番地
債務者　和田　能江
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
京都府舞鶴市清美が丘５番地３―420号
債務者　香川　一博
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
埼玉県東松山市殿山町22番地30
債務者　辻元　　勲
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３２６号
埼玉県東松山市殿山町22番地30
債務者　辻元　和子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７６９号
愛知県海部郡大治町大字西條字平ケ野45番地の１　グランドールエコー306号
債務者　犬飼　友美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０号
青森県弘前市大字城東５丁目６番地３
債務者　山口　廣子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３５号
仙台市青葉区国見５丁目12番７号
債務者　花輪正設子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０４号
宮城県名取市植松１丁目４番21号
債務者　石川　佳徳
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２５号
仙台市泉区松森字内町53番地の３　レジデンス紀庄201、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東４丁目13番６号　αＮＥＸＴ鶴ケ谷ⅡＢ棟202
債務者　伊藤　敬史
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３０号
仙台市宮城野区白鳥１丁目30番１―104号、従前の住所東京都新宿区西早稲田２丁目５番21―107号
債務者　加美山　薫
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
神奈川県小田原市高田393番地の16
債務者　豊島紀代美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５０１号
神奈川県厚木市栄町１丁目15番11号　カーサよねやま305、前住所相模原市南区双葉２丁目18番８号　コーポオオミ202
債務者　山本　瑛子（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1375番地の２
債務者　佐藤　寛之
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５３号
神奈川県愛甲郡愛川町半原4090番地の２
債務者　小野寺壽恵
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０６号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―640号
債務者　鈴木麻衣子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部